

一般社団法人 仙台 e スポーツ協会 会員規約

第 1 章 総則

第 1 条（会員規約の範囲）

本規約は、一般社団法人 仙台 e スポーツ協会（以下、当法人とする）の定款に定める会員となった個人、法人または団体に適用します。

第 2 条（会員）

当法人の会員とは、当法人の目的に賛同して、指定する手続きに基づき本会員制度への入会を申し込み、理事会にて入会を承認された個人、法人または団体であり、次の 3 種とします。

- 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人又は団体
- 賛助会員 当法人の行う事業を援助するため入会した個人又は団体
- 一般会員 当法人の事業に参加するために入会した個人又は団体

第 2 章 入会申し込みと契約

第 3 条（入会）

入会を希望するものは、当法人指定の入会申込書に必要事項を記入の上、当法人に提出するか、または当法人ホームページの入会申込フォームより入会を申し込むものとします。

2. 一般会員のうち、当法人の提供するオンラインコンテンツのみ利用するものについては、オンラインコンテンツの利用をもって入会を申し込んだものとし、当法人もその申込を承認したものとします。

第 4 条（入会申し込みの不承認）

当法人の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申し込みの承認を得ることができないことがあります。

- 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- 入会申し込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
- 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係者暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合
- その他、当法人が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

第5条（有効期間）

本規約に基づく会員の有効期間は、年会費の入金日から翌年同日の前日までとします。

2. 期間満了日の1ヶ月前までに、会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とします。

第6条（会費）

会員は、年会費として、毎年以下の金額を支払うものとします。なお賛助会員については、期の途中でであっても、会費口数を増やすことや、当法人所定の手続きを行うことにより、正会員に移行できるものとします。なお、すでに納付済みの会費については、当年の正会員の会費として充当するものとし、正会員の会費を超えていた場合でも返却しないものとします。

正会員	団体	50,000円（税込み）
	個人	30,000円（税込み）
	学校会員	10,000円（税込み）
賛助会員	団体	一口 10,000円 一口以上（税込み）
	個人	一口 2,000円 一口以上（税込み）
一般会員	個人、団体ともに無料	

2. 年会費は本協会が定める支払期日までに指定する支払い方法、または指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとし、支払いに関する手数料などは会員の負担とします。

3. 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

第7条（変更の届け出）

会員はその名称、会員代表者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。

2. 会員が、本条第1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとします。

第8条（退会）

会員は、当法人所定の手続きにより、退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとします。

第9条（会員資格の取り消し）

当法人は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができるものとします。

- 他者または当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、当法人が認めた場合
- 会費の納入が有効期間の最終日から起算して2ヶ月以上遅滞した場合
- 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- 本規約又は、その他当法人が定める規則に違反した場合
- 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けた場合
- その他、本法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

第3章 サービスの提供

第10条（サービス提供の内容）

当法人は、本規約に基づき、会員に対し別途定めるサービスを提供するものとします。提供するサービスおよび諸条件は、当法人よりの案内またはホームページにて通知を行うものとします。

2. 当法人は、提供するサービスについて適宜見直しを行い、ホームページでの事前告知をもって、サービスの一部ないしは全部を変更・廃止もしくは中断することができるものとします。

第4章 著作権

第11条（著作権）

当法人より提供される情報の著作権は当法人に属します。

第12条（情報の二次使用）

当法人より提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

第13条（商号および商標等の利用）

当法人が定めた商号および商標等を利用する場合、その利用頻度や用途により一定の利用料を徴収する場合、または利用を認めない場合があります。

第5章 個人情報の保護

第14条（個人情報の保護）

当法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

第6章 規約の追加・変更

第15条（規約の追加・変更）

本規約に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとします。

2. 当法人は、理事会の決議により活動の内容および会費を含め本規約の全部または一部を追加・変更することができるものとします。当法人により追加・変更された本規約は、当法人のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該追加・変更された本規約に拘束されるものとします。

第7章 免責および損害賠償

第16条 (免責および損害賠償)

会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報などについて、自らの判断によりその利用の採否・方法などを決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとします。

2. 万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当法人は間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を追わないものとします。

3. 会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当協会に損害を与えた場合には、当協会は当該会員に対して損害賠償の請求ができるものとします。

4. 会員が退会・除名などにより会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。

附則

本規則は、令和元年8月26日から施行するものとします。

一般社団法人 仙台eスポーツ協会